

# 定 款

## 特定非営利活動法人

STAYGOLD

バドミントンクラブ

令和 7 年 11 月 23 日 定款作成

令和 8 年 1 月 9 日 法人設立

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人STAYGOLDバドミントンクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県羽島郡岐南町徳田2丁目26番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、手軽なスポーツとして人気が高いバドミントンの普及を通じ、地域の子どもの健全育成や豊かな人間性の涵養を図ること、多世代や地域内外関係団体等との交流、スポーツの振興に関する情報発信などを行うことにより、地域の魅力創出や活性化、共生社会の実現や発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① ジュニア選手を対象とした定期練習・講習会の開催
  - ② 地域大会や交流試合の主催・参加支援
  - ③ 指導者の養成や研修会の実施
  - ④ 教育機関や地域団体との連携による普及活動
  - ⑤ 保護者や地域住民など多世代が参加できるスポーツイベントの開催
  - ⑥ 全国大会や国際大会に挑戦する選手の育成
  - ⑦ 練習施設の拡充や確保等に関する行政機関等との協議や提言
  - ⑧ 特別支援学級や通級指導教室に在籍する子ども及び保護者への参加促進
  - ⑨ 他のスポーツ団体、行政、企業等との活動提携による地域活性化事業
  - ⑩ バドミントンの普及振興に関する情報発信や担い手の育成
  - ⑪ 第3条の目的に賛同する企業及び個人との協力関係の構築
  - ⑫ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① イベントに付随した物品販売の事業
- ② 寄付された物品の販売・リサイクル等の事業
- ③ ホームページ及び機関紙など広告事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 第3条に掲げるこの法人の目的に賛同して本法人に入会し、その活動を推進する個人。
- (2) 賛助会員 第3条に掲げるこの法人の目的に賛同し、資金の提供その他の支援を行う個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。
  - 3 理事の中から、専務理事又は常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、理事会の議決した事項及び日常の会務を統括する。
- 5 常務理事は、理事長の指示を受けて、会務を分担処理する。
- 6 理事の担当職務は、理事会において定める。
- 7 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会で定め、その執行状況は総会に報告するものとする。

## 第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第8項第4号の規定に基づいて、監事から招集があったとき。

#### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール又はFAXにより、開催の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合はこの限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は出席する他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、定例会として年3回開催し、次に掲げる場合には臨時会を開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面、電子メール又はFAXにより、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第8項第5号の規定に基づいて、監事から招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メール又はFAXにより、開催日の少なくとも5日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合はこの限りでない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電子メール又はFAXによって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電子メール又はFAXによる表決者がある場合にあっては、その氏名を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名し

なければならない。

## 第6章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種類とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種類とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 他法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 (入会金) 0円

(会費) 入会日の属する月から6ヶ月間は月額5,000円

入会日の属する月から6ヶ月を経過した場合は月額10,000円

(2) 賛助会員 (入会金) 0円

(会費) 個人会員の場合 1口 月額 3,000円

法人会員の場合 1口 月額10,000円

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から最初の事業年度が終了した後の通常総会が終結するまでとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

別 表

役 職 名	氏 名	備考
理 事	山 田 耕 輔	理事長
理 事	金 森 由 紀	副理事長
理 事	池 村 麻 里 子	
監 事	長 谷 川 潔	

# 役員名簿

特定非営利活動法人STAYGOLDバドミントンクラブ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	山田 耕輔		無
副理事長	金森 由紀		無
理事	池村 麻里子		無
監事	長谷川 潔		有

# 設立趣旨書

## 1. 設立の背景

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化、多様性や個性を重視する社会的価値観の進展、経済格差による教育格差など、子どもや家庭を取り巻く社会環境は目まぐるしく変化している。

将来見通しの不透明や不確実性を伴う現代社会にあっても、我が国の未来・地域の活力を担う子どもの健全育成は最優先の課題であり、官民や地域を挙げて真剣に取り組むべき重要な責務である。

国においては、「誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会（令和の日本型学校教育：文部科学省）」、「誰一人取り残されない学びの保障（子ども未来戦略：厚生労働省）」をスローガンに、子育て環境の平等性や学ぶ機会の均等性が保障される社会を目指している。

また、国内には様々な民間の子育て支援団体が存在し、それぞれ理念や目的を掲げ、行政や地域、個人や団体と有機的に連動しながら活動している。

しかしながら、依然として、居住地に関係なくそれら支援団体への参画機会や恩恵の享受を等しく得られる環境が充分整えられていないのが現状である。また、障害や病気、経済的な理由などにより、社会参加や他者との交流の機会に恵まれない家庭も潜在的に多く存在している。

近年、野球をはじめ、サッカー、テニス、バスケットボール、バドミントンなど、世界で活躍する選手の活躍が目覚ましく、プロ・アマ問わず我が国のスポーツ文化に大きな変革をもたらしている。その要因のひとつとして考えられるのは、地域においてスポーツ振興を担う支援団体の増加、一流指導者や選手を身近に触れる機会の拡大、あるいはパラリンピックなど障害者の国際スポーツ大会の普及など、スポーツの裾野が年々拡大してきたことにある。

スポーツが社会にもたらす効果は、経済・外交・教育・文化・福祉・保健医療など様々な分野の発展において無限の可能性があり、今後もその役割はますます重要になると考える。

特に、幼少期の頃より、身近にスポーツに慣れ親しむことにより、心身の健全性を育むだけでなく、仲間同士の協働性や協調性、達成感を通じた社会性の獲得、あるいは情緒の安定や自己肯定感の向上といった効果が期待できる。また、地域のクラブ活動やボランティアを通じた世代間交流により、子育て世帯の孤立防止や地域コミュニティの再生にも寄与するとともに、家庭や学校では得られない心のつながりや絆の構築が期待できると考える。

## 2. 設立の目的

長年にわたり、子どもの体力低下や運動不足、人間関係を築く機会の減少などが社会的課題となっている。特に小学校や中学校では、部活動やサークル活動の縮小やスポーツ施設の不足などにより、充実した指導や継続的な練習環境が充分整っていない状況にある。

当団体が活動の専門とするバドミントンは、深い戦術性がありながらも手軽に始めることができることや、年齢や性別を問わず楽しむことができる生涯スポーツのひとつである。

ジュニア期から取り組むことで、基礎体力や運動能力の向上はもちろん、礼儀や忍耐力、挑戦心や向上心を育むことができる。しかしながら、当団体が本拠地としている岐南町内には、活動場所や指導環境がまだまだ充分ではなく、子どもたちが安心して継続的に学ぶことができる場の確保が課題であった。

また、令和4年の文部科学省の調査によると、小学1年生における「発達に困難を示す可能性がある子どもの割合」は全体の12%という結果が示すとおり、何らかの障害を抱える子どもは増加している。これまで当団体では、スポーツをひとつのきっかけとして、障害の有無や障害特性に関わらず、他者との相互理解や寛容性を養い、敬愛心をもって切磋琢磨し、学び合う関係性を構築できる環境づくりにも努めてきたところである。

現在当団体は、有志仲間と活動しているが、運営活動の広域性や公益性が思うように発揮できず、また、行政や他団体との協働性、資金面での脆弱性など活動が限定的であった。

そこで、有志仲間が積み上げてきた経験や知識を活用できる機会を一層確保し、活動の認知度を高めるという観点から、法人格を取得し活動基盤を充実させるべきとの結論に至った。

法人格の取得により、地域における担い手の人材発掘や育成、青少年の健全育成、多世代交流による理解促進、地域のブランディングなど、社会的責任や公共性を重視した社会貢献活動を高める体制を整えることができると考える。

法人を構成する参加者は、個人として仕事に就いている者が多く、特定非営利活動法人以外の営利法人では参画しづらいため、多くの有志が参加・活動しやすい組織とするため、特定非営利活動法人を選択した。

これらのことから、当団体は、バドミントンを通して、子ども達の健全な心身の育成と豊かな人間性の涵養を図ることを目的に、特定非営利法人による運営を目指します。

具体的な4つの目標を、

- ① ジュニア世代を中心としたバドミンントンの普及。
- ② 技術向上を目指す選手への育成支援。
- ③ 地域住民が世代を超えて交流できるスポーツ環境の提供。
- ④ 特別支援学級や通級指導教室に在籍する子ども及び保護者への参加促進。

とし、地域の活性化、青少年の健全育成、社会全体で子どもを育てる機運の醸成に寄与することを目指します。

### 3. 活動の内容

- ① ジュニア選手を対象とした定期練習・講習会の開催。
- ② 地域大会や交流試合の主催・参加支援。
- ③ 指導者の養成や研修会の実施。
- ④ 教育機関や地域団体との連携による普及活動。
- ⑤ 保護者や地域住民も参加できるスポーツイベントの開催。
- ⑥ 全国大会や国際大会に挑戦する選手の育成。
- ⑦ 練習施設の拡充や確保等に関する行政機関等との協議や提言。
- ⑧ 特別支援学級や通級指導教室に在籍する子ども及び保護者への参加促進

- ⑨ 他のスポーツ団体、行政、企業等との活動提携による地域活性化事業
- ⑩ バドミントンの普及振興に関する情報発信や担い手の育成
- ⑪ 定款第3条の目的に賛同する企業及び個人との協力関係の構築
- ⑫ その他定款第3条の目的を達成するために必要な事業

#### 4. 直近の戦績及び活動実績

- ① 令和7年7月31日～8月3日

第41回若葉カップ全国小学生バドミントン大会（女子団体戦）・・・第3位

- ② 毎月1回

（対象）特別支援学級や通級指導教室に在籍する子ども達とその保護者。

（理念）「すべての子どもにスポーツの喜びを」

（目的）・親子で体を動かす喜びや達成感を感じ、運動能力や協調性を育み、心身の発達を促す。

- ・親子一緒に活動することで自然なコミュニケーションの時間を増やす。
- ・仲間との関わりを通して「できた」、「楽しい」という自信を育てる。
- ・安心して参加できる居場所を提供する。

#### 5. 申請に至るまでの経過

令和7年 9月25日 発起人有志による法人設立に関する第1回打合せ

令和7年10月 5日 発起人有志による法人設立に関する第2回打合せ

令和7年11月22日 発起人有志による法人設立に関する第3回打合せ

令和7年11月23日 設立総会開催

#### 6. 将来の展望及び目標

初心者から全国大会や国際大会で活躍する選手を輩出するハイレベルな競技志向まで、子ども達がそれぞれの目標に応じて活動に参加できるクラブづくりを進めます。

また、異年齢の子ども同士や障害児のみならず、地域住民や県内外の参加者による多世代交流を促進し、地域全体がバドミントンに関心を持ち楽しむことができる活動を目指します。

さらに、地域の生涯スポーツの拠点として誰もが楽しめる場を提供し、行政や事業者等の協力を得ながら、「バドミントンのまち岐阜」、「岐南町からオリンピック・パラリンピックのメダリスト」を目標に、地域に根差した持続可能なクラブ運営を行ってまいります。

以上の設立趣旨をもって、「特定非営利活動法人STAYGOLDバドミントンクラブ」を設立いたします。

令和 7年 11月 23日

特定非営利活動法人STAYGOLDバドミントンクラブ

設立代表者 氏名 山田 耕 輔

# 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人STAYGOLDバドミントンクラブ

## 1 事業実施の方針

法人設立初年度にあたり、地域に根差したスポーツ環境づくりと組織基盤の確立を重点に取り組む。具体的には、バドミントン競技を通じて子どもたちの健全な心身の育成と社会性を育むこと、また障害の有無や年齢を超えた多世代交流の推進を目指す。地域の教育機関・行政・他団体と連携し、誰もが気軽に参加できる「地域スポーツコミュニティ」の形成を進め、広報・体験会・大会主催などを通じて法人の認知度向上と会員拡大を図る。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①ジュニア選手 を対象とした 定期練習・講習 会の開催	小・中学生を対象に、週5 回定期練習を実施。基礎技 術の習得、礼儀・協調性・ 挑戦意欲の育成を目的と する。	(A) 週5回 (B) ①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C) 社員10人	(D) 小・中学生 および保 護者 (E) 40人	2000
②地域大会や交 流試合の主 催・参加支援	岐南町及び近隣地域クラ ブとの親善試合を開催 し、技術向上と地域交流 を促進する。	(A) 月1回 (B) ①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C) 社員10名	(D) クラブ会 員・地域住 民 (E) 60人	480
③指導者の養成 や研修会の 実施	クラブ内外の指導者を対 象に指導法(技術・メン タル面等)を学ぶ講習会 を実施。	(A) 年2回(春・秋) (B) ①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C) 社員5人 講師1人	(D) 指導者 (E) 5人	200
④教育機関や地 域団体との連 携による普及 活動	特別支援学級や通級指導 教室に在籍する子ども・ 保護者を対象に、月1回 の体験教室を開催。「でき た・楽しい」をテーマに 運動の喜びを共有する。	(A) 月1回 (B) ①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C) 社員5人	(D) 発達支援 児童とそ の保護者 (E) 10組	100

⑤保護者や地域住民など多世代が参加できるスポーツイベントの開催	一般市民や未経験者を対象に、健康促進と交流を目的としたバドミントン体験会を開催する。	(A)年2回(夏・冬) (B)①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C)社員10人	(D)不特定多数 (E)約50人	138
---------------------------------	--	---	---------------------	-----

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①イベントに付随した物品販売の事業	イベント会場や練習会場でクラブロゴ入り用品を販売する。	(A) 随時 (B) 各イベント会場 (C) 社員6人	100
②ホームページ及び機関紙など広告事業	クラブ公式サイトに地域企業のバナー広告を掲載する。	(A) 通年 (B) クラブ公式HP (C) 社員2人	32

# 令和9年度の事業計画書

令和9年4月1日 から 令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人STAYGOLDバドミントンクラブ

## 1 事業実施の方針

初年度に引き続き、地域に根差したスポーツ環境づくりと組織基盤の確立を重点に取り組む。バドミントン競技を通じて子どもたちの健全な心身の育成と社会性を育むこと、また障害の有無や年齢を超えた多世代交流の推進を目指す。地域の教育機関・行政・他団体と連携し、誰もが気軽に参加できる「地域スポーツコミュニティ」の形成をさらに促進し、広報・体験会・大会主催などを通じて法人の認知度向上と会員拡大を図る。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①ジュニア選手 を対象とした 定期練習・講習 会の開催	小・中学生を対象に、週5 回定期練習を実施。基礎技 術の習得、礼儀・協調性・ 挑戦意欲の育成を目的と する。	(A) 週5回 (B) ①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C) 社員10人	(D)小・中学生 および保 護者 (E)40人	2200
②地域大会や交 流試合の主 催・参加支援	岐南町及び近隣地域クラ ブとの親善試合を開催 し、技術向上と地域交流 を促進する。	(A) 月1回 (B) ①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C) 社員10名	(D)クラブ会 員・地域住 民 (E)60人	480
③指導者の養成 や研修会の 実施	クラブ内外の指導者を対 象に指導法(技術・メン タル面等)を学ぶ講習会 を実施。	(A) 年2回(春・秋) (B) ①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C) 社員5人 講師1人	(D)指導者 (E)5人	200
④教育機関や地 域団体との連 携による普及 活動	特別支援学級や通級指導 教室に在籍する子ども・ 保護者を対象に、月1回 の体験教室を開催。「でき た・楽しい」をテーマに 運動の喜びを共有する。	(A)月1回 (B) ①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C) 社員5人	(D)発達支援 児童とそ の保護者 (E)10組	100

⑤保護者や地域住民など多世代が参加できるスポーツイベントの開催	一般市民や未経験者を対象に、健康促進と交流を目的としたバドミントン体験会を開催する。	(A)年2回(夏・冬) (B)①岐南町防災 コミセン ②近隣体育施設 (C)社員10人	(D)不特定多数 (E)約50人	138
---------------------------------	--	---	---------------------	-----

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①イベントに付随した物品販売の事業	イベント会場や練習会場でクラブロゴ入り用品を販売する。	(A) 随時 (B) 各イベント会場 (C) 社員6人	150
②ホームページ及び機関紙など広告事業	クラブ公式サイトに地域企業のバナー広告を掲載する。	(A) 通年 (B) クラブ公式HP (C) 社員2人	40

# 設立当初の事業年度の活動予算書

法人成立の日 から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人STAYGOLDバドミントンクラブ

(単位：円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
<b>I 経常収益</b>			
<b>1 受取会費</b>	2,664,000	0	2,664,000
正会員受取会費	2,400,000	0	2,400,000
賛助会員受取会費（個人）	144,000	0	144,000
賛助会員受取会費（法人）	120,000	0	120,000
<b>2 受取寄附金</b>	100,000	0	100,000
受取寄附金	100,000	0	100,000
<b>3 受取助成金等</b>	100,000	0	100,000
受取助成金（民間・公的団体）	100,000	0	100,000
<b>4 事業収益</b>	180,000	132,000	312,000
事業収益①（練習参加費）	180,000	0	180,000
事業収益②（グッズ販売収益）	0	60,000	60,000
事業収益③（公式HPのバナー広告収入）	0	72,000	72,000
<b>5 その他収益</b>	1,500	0	1,500
受取利息	500	0	500
雑収益	1,000	0	1,000
<b>(経常収益計)</b>	<b>3,045,500</b>	<b>132,000</b>	<b>3,177,500</b>
<b>II 経常費用</b>			
<b>1 事業費</b>			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託料	0	0	0
諸謝金（ブルビックレッスン代）	1,440,000	0	1,440,000
会議費（飲食代他）	36,000	0	36,000
旅費交通費	120,000	0	120,000
通信運搬費（切手代、ファックス等）	8,000	24,000	32,000
消耗品費（シャトル、ユニフォーム等）	900,000	60,000	960,000
賃借料（施設使用料、空調費ほか）	240,000	0	240,000
印刷製本費（コピー代、名刺代ほか）	12,000	24,000	36,000
減価償却費	0	0	0
研修費	0	0	0
支払手数料（振込手数料ほか）	12,000	0	12,000
保険料	0	0	0
支払利息（借入利息）	0	0	0
その他雑費	150,000	24,000	174,000
その他経費計	<b>2,918,000</b>	<b>132,000</b>	<b>3,050,000</b>
<b>(事業費計)</b>	<b>2,918,000</b>	<b>132,000</b>	<b>3,050,000</b>

<b>2 管理費</b>			
(1) 人件費			
役員報酬 (監事報酬)	5,000	0	5,000
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	5,000	0	5,000
(2) その他経費			
会議費 (飲食代他)	6,000	0	6,000
消耗品費 (書籍、事務用品ほか)	48,000	0	48,000
印刷製本費 (コピー代等)	12,000	0	12,000
減価償却費	0	0	0
租税公課 (住民税均等割)	50,000	0	50,000
支払利息	0	0	0
その他雑費	6,500	0	6,500
その他経費計	122,500	0	122,500
(管理費計)	127,500	0	127,500
(経常費用計)	3,045,500	132,000	3,177,500
当期経常増減額	0	0	0
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0	0	0
(経常外収益計)	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 固定資産除・売却損	0	0	0
(経常外費用計)	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額	100,000	0	100,000
次期繰越正味財産額	100,000	0	100,000

# 令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人STAYGOLDバドミントンクラブ

(単位：円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
<b>I 経常収益</b>			
<b>1 受取会費</b>	2,664,000	0	2,664,000
正会員受取会費	2,400,000	0	2,400,000
賛助会員受取会費(個人)	144,000	0	144,000
賛助会員受取会費(法人)	120,000	0	120,000
<b>2 受取寄附金</b>	200,000	0	200,000
受取寄附金	200,000	0	200,000
<b>3 受取助成金等</b>	200,000	0	200,000
受取助成金(民間・公的団体)	200,000	0	200,000
<b>4 事業収益</b>	180,000	220,000	400,000
事業収益②(練習参加費)	180,000	0	180,000
事業収益③(グッズ販売収益)	0	120,000	120,000
事業収益④(公式HPのバナー広告収入)	0	100,000	100,000
<b>5 その他収益</b>	1,500	0	1,500
受取利息	500	0	500
雑収益	1,000	0	1,000
<b>(経常収益計)</b>	<b>3,245,500</b>	<b>220,000</b>	<b>3,465,500</b>
<b>II 経常費用</b>			
<b>1 事業費</b>			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託料	0	0	0
諸謝金(ブルビックレッスン代)	1,440,000	0	1,440,000
会議費(飲食代他)	36,000	0	36,000
旅費交通費	170,000	0	170,000
通信運搬費(切手代、ファックス等)	8,000	36,000	44,000
消耗品費(シャトル、ユニフォーム等)	1,000,000	100,000	1,100,000
賃借料(施設使用料、空調費ほか)	240,000	0	240,000
印刷製本費(コピー代、名刺代ほか)	12,000	30,000	42,000
減価償却費	0	0	0
研修費	0	0	0
支払手数料(振込手数料ほか)	12,000	0	12,000
保険料	0	0	0
支払利息(借入利息)	0	0	0
その他雑費	200,000	24,000	224,000
その他経費計	<b>3,118,000</b>	<b>190,000</b>	<b>3,308,000</b>
<b>(事業費計)</b>	<b>3,118,000</b>	<b>190,000</b>	<b>3,308,000</b>

<b>2 管理費</b>			
(1) 人件費			
役員報酬 (監事報酬)	5,000	0	5,000
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	5,000	0	5,000
(2) その他経費			
会議費 (飲食代他)	6,000	0	6,000
消耗品費 (書籍、事務用品ほか)	48,000	0	48,000
印刷製本費 (コピー代等)	12,000	0	12,000
減価償却費	0	0	0
租税公課 (住民税均等割)	50,000	0	50,000
支払利息	0	0	0
その他雑費	6,500	0	6,500
その他経費計	122,500	0	122,500
(管理費計)	127,500	0	127,500
(経常費用計)	3,245,500	190,000	3,435,500
当期経常増減額	0	30,000	30,000
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0	0	0
(経常外収益計)	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 固定資産除・売却損	0	0	0
(経常外費用計)	0	0	0
経理区分振替	30,000	-30,000	0
当期正味財産増減額	30,000	0	30,000
前期繰越正味財産額	100,000	0	100,000
次期繰越正味財産額	130,000	0	130,000